

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス 次の①②の事業者（以下「事業者等という。」）が行う介護保険適用サービスとする。</p> <p>① 山梨県知事又は甲府市長が指定又は許可する居宅サービス事業者、介護保険施設又は介護予防サービス事業者 (略)</p> <p>3 報告の手順</p> <p>① 事故後、事業者等は、速やかに<u>メール</u>、F A X等で報告することとする。（第一報） (注1)「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。 (例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要) (注2) <u>メール</u>、F A X等に使う書式は、4に定められた書式とする。(①②③の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。市町村では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。) (注3) <u>メール</u>、F A Xの使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。</p> <p>② 事故処理の経過についても、<u>メール</u>、F A X等で適宜報告することとする。 (略)</p> <p>5 報告先 (略)</p> <p>③ 県への連絡・報告 事業者等は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市町村）と被保険者及びその<u>家族</u>に報告するものとする。 (略)</p>	<p>1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス 次の①②の事業者（以下「事業者等という。」）が行う介護保険適用サービスとする。</p> <p>② 山梨県知事_____が指定又は許可する居宅サービス事業者、介護保険施設又は介護予防サービス事業者 (略)</p> <p>3 報告の手順</p> <p>② 事故後、事業者等は、速やかに_____F A X等で報告することとする。（第一報） (注1)「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。 (例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要) (注2) _____F A X等に使う書式は、4に定められた書式とする。(①②③の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。市町村では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。) (注3) _____F A Xの使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。</p> <p>② 事故処理の経過についても、_____F A X等で適宜報告することとする。 (略)</p> <p>5 報告先 (略)</p> <p>③ 県への連絡・報告 事業者等は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市町村）と被保険者_____に報告するものとする。 (略)</p>

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。
